



源語秘訣 全



綾川騎庫

源氏物語之内秘事十九ヶ條目錄事

源氏物語

源氏物語

一源氏物語有無事

源氏物語

一侍童着指貫事

源氏物語

一入將の隨身事

源氏物語

一源氏物語の事

源氏物語

一源氏物語の事

源氏物語

一揚名の子の事

源氏物語

一源氏物語の事

源氏物語

一源氏物語の事

源氏物語

一源氏物語の事

源氏物語

一源氏物語の事

源氏物語

かきあひのき

一 ちりしふとあつゝの事 むつゝのき

ちりねのき

一 ちりねの事 こてしうのき

ちりねのき

一 ちりねの事 ちりねのき

ちりねのき

一 ちりねの事 ちりねのき

延寶八年庚申九月十日

源語秘訣抄

桐壺卷曰 凡六かかくて毛法らんははけり  
かかかどしきしは給例にきりなりい  
て給らんとい

無服の傷の月ちりねのき 令條ちりねのき 文ちりねのき 凡ちりねのき ちりねのき

歳ちりねのき 以下の人ちりねのき の親ちりねのき の喪ちりねのき ありて服ちりねのき 暇ちりねのき の月ちりねのき

法令ちりねのき 月ちりねのき ちりねのき ちりねのき 延喜七年二月

保明太子五歳の時ちりねのき 姨ちりねのき 子ちりねのき 服ちりねのき のありし時ちりねのき 家

下ちりねのき ちりねのき ちりねのき 七歳以下八眼暇ありしか

勘申其詞曰

勘申 東宮聞食姨喪雖未成人可有御服以不 又假令無御服者例行神事不停止否事

右蒙 上宣稱上件兩事臨時有疑宜勘申者喪葬令曰姨服一月假寧今日職事官遭一月喪給暇十日又條曰無服之殤一月服給假二日者 今案件文七歲以下服親死日給暇法也七歲以下不可着親

服令條無文名例律曰七歲以下雖有死罪不加刑又識制律曰可着服人聞喪匿不舉哀者其徒罪以下也由是案之死罪之重不可加刑何況徒罪以下無可更論既無罪者不可御服神祇令曰散齋之內不得吊喪問病者揔揆此之吊喪問病為穢然則既無御服行諸神事有何妨哉仍

勘申

延喜七年二月廿八日

大判事兼明法博士惟宗朝臣善經  
主計頭兼明法博士惟宗朝臣直本

又延長四年勘狀曰

勘申七歳以下人遭親喪并件親遭七歳以下人喪之間各行神事以否事

右檢假寧令無服之殤本服三月假三日一月服

二日七日服一日註曰生三月至七歳式曰縁無

服之殤請假者限日未滿被召參入不得預

祭者據此等文除假之外無疑神事又七歳

以下之人無可着服之由然則於行神事有

何妨哉仍勘申

延長四年十一月廿五日 明法博士兼左衛門佐惟宗朝臣言

今案醍醐御門の沙代は七歳以下人親の喪

は着服の有無の事かくのこもくを度すや

法多し御てん之やさしむに服假

ありしは物うらわ

桐壺の門と延喜の帝よなまの事

はりてさうもほ氏の君三歳より更衣

さうりて宮中御出給ふ服假ありしは

さうりておろしきとりしは法多し

丁服假あふ人ひきさほよるはりよの延喜  
七斗のりなり源氏の君の母の喪よあ  
ひて退出一給よりの七年の服假の  
有無いまるにまゝ急時のりよかん  
侍りよなり一尋曰七歳以下の入服假あ  
ましきといひ二尋以下の親の喪りよ又  
母一尋の喪りよりよのなえきよ  
りよのれいれりよにりよと良  
治代のもりよと嘉業二年堀河院崩

御の時鳥羽院に歳よる諒闇のりあり  
すよら以日易月乃儀とて錫紵と着  
し給よられよ准據すよふよ又一尋  
曰延喜七年は曹乃勘状に職制律の可  
着服人の聞喪匿其不奉哀ハ徒罪以下  
とらぬ職制律の文とるに父父母若夫  
喪匿不奉哀者徒二年舅祖父父母外祖  
父母喪匿不奉哀者徒一年とらり父  
母の喪とわくともすよ徒罪といつり七

歳以下雖有死罪不加刑と云ふ事  
一ニ親の喪と云ふ事不可着  
服之由ハ無疑と云ふ事あり  
今の世よりまじく七歳以下の人の父母此  
喪もも着服の事ハ鳥羽院の  
み歳チヤシとして着錫チヤウ締事チヤウハ一人の儀シ云々の  
人の心喪シヤウられ各別シヤウの事ハ凡度シヤウの礼  
はまじくいひある源氏君の官中と退  
出し給ふ迄シヤウ七斗シヤウと云ふ事あり

ゆゑなり

又貞卷曰 やうめいのとけなる人

清慎公記曰康保四年七月廿二日宰相中將  
來言雜事次言主上追日本病發給之由  
右兵衛佐佐理曰高聲歌給田中井戸或  
法用々々左衛門督又來曰今日作殿上  
邊渡殿放歌御声甚高其歌者子奈良  
波と云云近衛官人皆兼御色頗以不  
便明日可有除目々々如此之間何被行公

事乎云云往代聞武猛暴惡之主未聞狂乱  
之君如此之間外戚不善之輩競成昇進  
之座左衛門督曰藤納言望大納言云云入  
夜之後右少將為光朝臣來曰明日除目  
一昨右大將与藤納言議定昇進之由傳  
兼云揚名開白早可被停止之者也  
今案冷泉天皇八民部卿元方云怨靈下  
りて狂乱したる事けり外戚乃人  
く九条之官位昇進亦了と議定せり

小野宮殿このと見開白ありあり  
見処三條の事述懐しけり揚名開  
白しきくやうふへしと記されけり李  
部王記曰天曆四年九月五日一分除目今  
一分書生讓件揚名書生云云  
政事要畧惟宗允  
亮撰卷六十七之間人の僕徒  
不可着履但諸國揚名掾目亦為車馬徒  
之日依例僕徒猶可制裁答云云  
今案揚名乃二字諸國介子也



たし揚名削白と清慎公の子なり又揚  
名掾揚名目とも云り揚名はとく名  
とくはとりつゝ海にたふし其官より  
とくはと職掌もよく得分をもよと云り  
或抄に揚名介は不給籤符と見たり  
官符と給る程もとく國へくつりて吏  
勢と云く人ふたふ弘二年除目藤原  
維光望揚名介申文より常陸權介  
に任ちふ近比貞和二年二月除目執

筆

後普光  
園抄政

自給申文に藤原良清 陸揚名

介とありて山城權介は任そふ思たま  
先年執筆乃自給に此申文と献て常  
陸權介に任し後思ひ給れは常  
陸乃國ハ株と守に似たり他國乃とけり  
任是よりふたふ難よりたまふ  
同卷目 行りけりさふひわらハ乃  
すうふの毛りことさめさるる事  
あつこのとく懸げさむの申ふありて

女房乃男のさしゆきゆりふよのほね  
 りしきゆりく西宮曰走孺唐衣比礼下濃  
 裳縮指貫云或扱曰御襖行幸之時掌  
 侍令婦ホ張袴上着平縮指貫如男  
 馬供奉云西宮のさしゆりわらひも此も  
 御襖此行幸之時のさし掌侍命婦  
 女孺ホ馬よのさしゆりわらひも此も  
 平縮の差貫ときさしあひゆくおほ  
 やさしゆりひのさしゆりわらひも此も  
 さしゆりの中よあしゆりひのさしゆりわらひも此も  
 さしゆりひのさしゆりわらひも此も  
 さしゆりひのさしゆりわらひも此も  
 りゆりゆ御襖行幸の例ともさしゆりわらひも此も  
 とぬりゆん巻曰 ねらまもかさくまおいて  
 急におらゆんさゆりし

村上天皇康保三年十月七日舞御覽小  
 野宮右大臣實資童よと納蒔利舞ゆり  
 々れい前よあそびて御和とゆりゆり時  
 清填公實資公之祖父  
實資ハ綺敏子かこゆりゆく感了

平入りして立舞踊つりよの舞を勅禄  
よあけうる時祖父若父のかけこまりて  
此の後又冷泉院治暦三年童舞御覽時  
中納言顯房息雅實童として胡飲酒と舞を  
御衣と踊りしる祖父内大臣師房立てし舞  
ゆりこれらふら子酸酩の代りゆりゆり  
は次の記よまゝしてゆりゆりまゝにまゝに  
世たまきまゝにゆりゆりゆりゆりゆり  
まゝに頭中將の柳花苑舞踊して勅禄

よあけうる時祖父若父のかけこまりて  
とまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
後代の例もまゝにまゝにまゝに  
舞法皆小舞を面白のたらし  
つるよの延喜のゆりゆりゆりゆり  
今これ例もいんまゝに後代のまゝに  
つるよのゆりゆりゆりゆりゆり  
つるよのゆりゆりゆりゆりゆり

あまの巻曰大將のゆりゆりゆりゆり

とれはさういふなりとありしはさういふ  
行幸がよみおりのわさるるはさういふなり  
蔵人のせうけうなりとあり

まのちうさういふ行幸といふは後北行幸  
の月といふもや長和五年十月廿三日後一  
條院の御禮に行幸に攝政御堂に供奉  
しおの府生以下十人もとよりいふなり  
下りておのりては右に將監將曹各  
一人はさういふはさういふと一負なり

まのちうさういふはさういふはさういふ行  
幸の時、左右近の官人のいふは本陣に供奉  
しおのりてはさういふは陣身なりといふは  
さういふはさういふは攝政御堂の御禮に  
蒲の圖にさういふは陣外に供奉しおのり  
しおのりてはさういふは一負と具なりといふは  
蔵人の將監と一負と具なりといふはさういふ  
はさういふはさういふはさういふはさういふ  
の御禮に厚氏の大將の一負と具なりといふ

ノ本陣のさるきれいする其理を  
むらさきやうりあふねまた近き人の  
つうまつるといひ先例をいふも  
の大將とすともあまかりあつて  
口はこやれいといふ分別を  
し難義ありしりて何海とも  
筆とていふ

同巻同 祢の子いづくははりしとく  
一よりあらん

李部王記天曆二年十二月卅日徽子女王入  
丹仍重取案丹供餅不可過今夜之故也即  
有勅答參須更余捧御餅到殿戸付典侍  
四種餅盛以銀上器代同箸一及安同器  
納螺鈿莒一合有項息所退出即餅莒  
付侍女

小右記天元元年四月一日左大臣頼忠公  
一女入丹 遵子十二日子始參上殿下同參  
餅四種盛銀盤同盤置同銀箸餅上

心葉 在組 納蒔繪莒 置是 覆蓋令持候殿下

御共殿下取付加賀典侍令姜頗有恐  
詞未及曉殿下退下姫君曉更退下

右餅盛四杯例一三五一八四杯と云送

都記 經信 云寛治三年正月十九日嫁娶

知足院 盛餅三杯被送螺鈿沃懸地莒銀

杯三口洲濱立銀鶴一双盤上置銀箸二双

右餅三坏例也何海抄所載待賢門院の

以入内記も三坏一三三三三坏一具といふ也

今案ハ餅昔ハ銀器四坏ハ盛るるハ中

ハ一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

時ハ一ハ三杯ハ盛るるハ一ハ三杯ハ盛るるハ

一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

ハ一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

儀と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ一ハ三杯ハ盛るるハ

ハ一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

ハ一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

ハ一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

ハ一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

ハ一ハ四ハ数と云ハ一ハ三杯ハ盛るるハ

とをわねしとふりかひの居るまゝに蔵の

正月甲子朔四百有四五甲子矣其季

枚今三之一也云云これ老人の七十三より

物うありのまゝのさしをいしてしよめなる

しりころのまゝの日のちすとのせり

してころのまゝの甲子の日の六十日よりは

まゝの地なるまゝにまねてしりかひのしりかひ

十五度の甲子の日はあはしてこれ最末の

甲子の日よりまゝのまゝの三つ一はあはるる

いつり六十日なり三つ一といふの亦日なり

甲子の日よりかゝるまゝの癸未はあはれ

つと今これ問答の十二月廿七日見ゆのまゝ

ひつり一日より四百四十五は甲子の六

十日はまゝの地なるまゝの癸未を合してうめよ

まゝの日より二万六千六百六十日とて

うし一葉よとてしりかひのまゝのしりかひ

のりかひのまゝのまゝのまゝのまゝ

二万六千六百六十九葉のまゝのまゝ

二万六千六百六十九

ことごとく亥れ字たよるれい亥字の筭とら  
まけいふく亥の子餅子けいして亥れ字れ  
筭れ三ら一とら子詞とらけり又甲子乃  
うまよわねの子のこともいふく周乃をれ  
十二月の子れ月と正月よこるあよ今れ  
十月并乃月と十二月なり并のふも十  
月の月をれい自然よあひるまつり十月  
一陽とらちて地下クチキうして百物と  
たしむれい嫁娶のころあわいひまた

ふりも月がたへ

同卷目

まし物ほ〜とらよ

いまのいふ〜とらよまらぬまらぬとらよ  
えんや〜とら人あやあまわ〜とらまらぬ  
も〜とら〜とら不諱事とい死とら〜とら  
い〜とら〜とら急〜とら〜とら〜とら祝着  
の夜の月をれいふす又あ〜とら〜とら  
餅四杯とら三ら一とら〜とら〜とら



心ぬいふ家も一も死の字あり惟光の弁は  
いひききせし弁もあはれしとてさうも  
うらむといふ心にもあはれしとてさうも  
いふ本れきと曰さういふ心にもあはれしとてさうも  
かゝる

小山抄曰至于近衛次將帶釵上殿無妨仍  
宿侍之時副於宿物持上之李部王記天慶  
九年九月十日詔製衣藏人右衛門尉中原  
助信宿直衣云云 昨夕主上御殿上被

見助信所隨身之褱中衣紅色頗深仍  
所破或曰宿衣私物非全可開看頗涉  
苛酷云云

今案よとら弁ものぬく所の「宿衣」の  
袋に「かくら」といふこともしつゝあま李部王  
記よは「かくら」とあり襄れ字としらべら  
けみよとてよびなりさういふ殿上と  
いふ二条院に殿上「宿直」といふ人あり  
すれよなりとていふとての弁もぬ





西宮曰束脩饗獻盃事獻盃者二人内  
外相分執盃進居有司曰其方恒下  
客何戸コをカ人ノ竹申イテ獻盃ト稱イテ唯曰下レ  
階ト恒下有司曰然者戸ノ茅ノ正ク久ク一ク  
恒ノ竹ノ恒曰獻者稱唯飲ノ擬キヌ把ト放ト盃ト  
後立退

今案束脩といふ學生ノ入学ノ時ノの  
師ノ束脩ノ礼トといふことニ字ノのハ脩ハ脯ハ  
一ハ子ハ肉ト十ト廷トと一束ト一トて唐ノ礼ト

とト本朝ト今ト其代ト布ト一端ト師ト  
とトるト介トりト其入学ト此時ト恒下ト着座ト  
人ありて酒食トといひトりトありト戸ト茅ト  
といふ上戸下戸ト此トもトたトもトありトといふこと  
あり恒下トといふことトありトありトありトありト  
賀ト賀ト八幡ト此時祭ト又トありトありトありトありト  
しトもトありトありトありトありトありトありトありト  
請伴トすトるト今ト此トもトありトありトありトありト  
字トハ何内トの姓トもトありトありトありトありト

よきとてふ詞ありていふに下  
ありあり響く垣下にけしむる公郷  
響とていふとあるとていふに響く  
よのけねあふ響くといふに響く  
と謝する洞く冠者れ君のあふるに  
時六條後よてけしむる時儒生とて  
清く響くといふにけしむる垣下れ請伴  
よ公郷とていふに響くといふに響く  
よのけねあふ響くといふに響く

そのひたる證據をみればいふに  
きしむ

むろくのきとて水鳥のくたはるるに

毛詩棠棣篇曰鶴鳴在原兄才急難云

注曰鶴鳴ハ雝渠也箋云雝渠ハ水鳥而在

原失常處猶兄才之有急難云

今案庭とていふに水鳥なり原よあふく

くたにはあふく豊後守兵部君とて兄

才よあふるといふに所とていふに

子行にむかひりて水鳥れくたにま  
つるよととく入り棠棣れいのつらね  
高きり舊記あやまらり

初子れ巻回さるハサアまん一れ若とるるさる  
男踏歌は高中子の冠とて申子とたぐ  
しつ白いさぬよしてさりしと二日  
人所し用意ありて六位舞人よまて  
まきし綿よて面とけむじりありけり  
とるるぬさるさるたよりをさるる

つりこむハ礼記玉藻篇曰縞冠素紕既  
祥之冠粟縷五寸惰游之士也陳氏傳白  
此言縞冠素紕而縷之垂者長五寸盖  
以其為惰游失業之士使之服此以耻  
之耳云云惰游之士とハ失業と尺して  
何りともさるハ流連とさるハつら  
乃とくつうらんハあは縞冠れむあり  
ときせーサレ今の男踏歌とさるも正月十  
四日京中れ遊子の明月は葉しつら

推参せり。情游失業の人と不ふりい  
乃のよ高巾子れ冠と着せしむる素  
よ子秋一カ歳とていふ男端被れ籠  
あり後嵯峨院の11時よももやうし  
胡蝶の巻曰 やすみふとりけいひのほろ  
ひよ久お子人くおほらり

栄花物語三十六日とていふ五位四位を  
乃のよとよはけはまるともはたはたといふ  
さうおく城とていふものことけりお

とじりよまきり

とれい尚侍殿れお葬送の時のり  
枕草子云昨日ハ車ひらにあまきり  
てあひあひのた所さぬまあるとら  
きぬるとよわてとてこれとまわら  
もろくおしきましてとてしきんさる  
斎院の垣下よとていひのさうおん  
ハハハハハハハハハハハハハハハハ  
くらり

今案ひのようひつりノ諸抄はありま  
まの東帯紙着まるとひのようひま  
ひのよう紙のまゝのまゝの紙のまゝ  
といふ井のまゝのまゝのまゝのまゝ  
それノ紙のまゝのまゝのまゝのまゝ  
ひのよう紙のまゝのまゝのまゝのまゝ  
有東葉巻の四月はひつりあはまの  
乃花のまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ  
月ひつりあはまのまゝのまゝのまゝ

今案

今ノ物諾はけしからぬといふ  
四月七日の紙のまゝのまゝのまゝ  
ひのよう紙のまゝのまゝのまゝのまゝ  
乃術といふ一月のまゝのまゝのまゝ  
けし朝上望下といふまゝのまゝのまゝ  
らむのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ  
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ  
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ  
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ



さるのしほく夜とあり證本と別  
色としるまばらといふはと舊説海  
くよふり信用よきとわらわら

後成恩寺奥書

唯傳一子之秘説也堅可禁外見者

判

以或證本字之不可曾外見者

明應六年三月十六日

芳根判

松氏乃卷曰かつらの院

かつらの院うつろの海のかまはあまし何海  
い海の桂宮院そのあましよれ結ねとら  
まといとうけといたるまにといし書あり  
かつらの院うつろの海はりかるる  
その院授おほきありあふ下れ詞ま  
鶴飼ともめとるありまの何のわら  
あやうけるまて人くまひをこれと  
あり桂河れほりありまふあり兼保

三年京極大閣桂河の遊覧之時於桂院有

盃飲事見經信うらかの物語うけの奏

日おんくうつ河のくさりよあふとら

けり

花鳥餘情の別注此外無之十五ヶ條加

此一ヶ條者十六ヶ條十七ヶ條之由

兼無所見不審

此一通以後妙華寺開白自筆写之  
件一通從准后借給之也

永正十七曆十一月五日 九幕下判

高辻通馬金町永原屋書肆中村孫兵衛粹

